

質問・回答一覧

項番	該当資料・項目	評価基準番号	質問内容	回答
1	評価基準	24	「継続的に3年以上対象事業を実施していること」について、申請事業者の事業実施期間が3年未満の場合でも、代表者が別法人等で高齢者支援等の事業を継続して実施していた実績は考慮されるのか。	評価基準24における「継続的に3年以上対象事業を実施していること」については、原則として申請事業者の実績のみで判断します。 ただし、事業譲渡その他これに類する事情により、事業の継続性が客観的に確認できる場合には、その限りではありません。 なお、該当する場合は、事業の継続性を確認できる資料を申請書類に添付してください。
2	公募要項	-	死後事務サービスは連携対象外とあるが、もし生活支援または身元保証契約の利用者がサービスの途中で死後事務を希望する場合はどのようなになるのか。	今回の連携協定は、身元保証等サービス及び日常生活支援サービスを対象とします。事業者が死後事務サービスを提供することを妨げるものではありませんので、死後事務サービスの提供にあたっては、国のガイドライン等を踏まえて、適切に実施してください。
3	評価基準	14	前払い金及び預かり金は原則禁止とあるが、有料老人ホームや病院の身元保証（連帯保証含む）の際に、利用者が亡くなった場合や預金がなくなった場合の債務責任を事業者が負う場合等、預託金を預かるケースも予測されるが、場合によっては認められるのか。	前払い金・預り金の取扱いについては、評価基準14のとおりです。前払い金・預り金の受領が認められる例外についても記載していますのでご確認ください。
4	公募要項	-	公募要項に必要書類を正副8部作成し提出とあるが、公募参加申請書、事業計画書以外の法人概要や直近3期分の決算書類などすべて8部提出するという理解でよいか。	全ての書類について正副8部ご提出ください。
5	評価基準	24	生前整理・遺品整理及び買取の事業を3年以上継続して実施しているが高齢者等終身サポート事業そのものの実績はない。 この場合、評価基準24の要件を満たすものとして応募が可能か。高齢者等終身サポート事業としての3年の実績が必要となるのか。	今回の連携協定は、身元保証等サービス及び日常生活支援サービスを対象としており、死後事務サービスは連携対象外としています。 評価基準24における「継続的に3年以上対象事業を実施していること」については、身元保証等サービス及び日常生活支援サービスの実績により判断します。
6	その他	-	連携協定締結事業者一覧の公表時期はいつ頃を想定しているのか。	12月下旬の公表を予定しています。
7	評価基準	10	利用料金を以下の書類に明記しているが、これらとは別に、「料金表」として資料を作成し、提出する必要があるか。 ・パンフレット ・契約書（別表として記載）	契約書（ひな形）等の提出書類に料金表が記載されている場合は、料金表を別途提出する必要はありません。 ただし、評価基準10の回答欄に、該当する提出書類の名称及び記載箇所を明記してください。